

## 塩素系溶剤を含有する物品の引火点測定

### 【照会】

塩素系溶剤とアルコールの混合物は、タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する場合には引火しないが、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する場合には引火点が測定される。

このような物品については、引火の危険性を判断する試験をいかに行うのか。

### 【回答】

法別表備考第 10 号の引火の危険性を判断するための試験は、タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において引火点が 80 以下の温度で測定されない場合にあっては、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する試験とされている。

したがって、設問の場合には、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する試験が法別表備考第 10 号の引火の危険性を判断するための試験となる。

(平成元年 7 月 4 日 消防危第 64 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)